

■第2次臼杵市男女共同参画基本計画（案）に係る市民意見募集（パブリックコメント）結果について

【閲覧・募集期間】平成29年1月23（月）～2月20日（月）※閲覧は土日祝を除く10時～15時の間

【問合せ先】 臼杵市役所 市民部 同和人権対策課 同和人権対策・男女共同参画推進グループ
☎0972-63-1111（内1612）

【意見応募者数】 1件

【要 旨】

- 1) なぜ、この10年間で臼杵市の男女共同参画の市民意識はあまり変化が見られなかったのでしょうか。その反省と対策はどのページに記載されていますか。また、「臼杵市まちづくり基本条例」における「市民」と、本計画での「市民」の違いはありますか。

第1次臼杵市男女共同参画基本計画（以下、「第1次計画」という。）は、事務局が市民意識調査（平成17年9月実施）等を基に原案を作成し、策定委員会の皆様にご審議をいただきました。原案作成では、当時の男女共同参画の状況（現状）を分析し、「男女共同参画はこうあるべき」と結論づけ、そのようになっていない原因や課題を解決するための取り組みを設定し、推進してきました。しかしながら、「男女共同参画」への市民の皆様への関心や意識を深める事、解決に向けての取組も十分に周知できなかったことから、市民意識に変化がみられなかったと考えています。

第2次臼杵市男女共同参画基本計画（以下、「本計画」という。）では、第1次計画推進で「市民意識に変化がみられなかった」事に対する「反省と対策」としての記載はしていません。まず最初に「男女共同参画が実現した臼杵のあるべき姿（夢）」を皆（市民）で描き、次に「それが実現できるような、取り組みや仕組み」を編んでいきました。本計画では、第4章以降「10年後の男女共同参画が実現した臼杵のあるべき姿（夢）」を実現するため3つの基本目標をまとめています。さらに、それぞれの基本目標の実現のため取り組む重点目標を設定しています。この重点目標欄に「現状と課題」を記載し、この「現状と課題の姿」から「重点目標が達成された姿（あるべき姿）」に引き上げるために必要と考える取組・仕組みを記載して

います。

本計画の目指す「10年後の男女共同参画が実現した白杵のあるべき姿（夢）」の実現のための様々な取組は、白杵市内や住民の家庭だけでなく、学校、職場や産業等の分野においても推進される必要があります。

「白杵市まちづくり基本条例」では、「市民」の定義が「住民、通勤者、通学者、市内の事業者、活動団体等」となっています。また、前文に「白杵市民が理想とする幸せなまちづくりを行うために、白杵市の最高規範として制定する」とあります。従いまして、本計画における「市民」は、「白杵市まちづくり基本条例」と同じ定義であると考えています。

2) 理想像を「おへまさん」や「男らしさ」「女らしさ」等、「男女共同参画」を型にはめる必要があるでしょうか。また、本計画の内容（文章）や考え方にどのくらいの方に興味を持たれているでしょうか。

本計画は、市内各種団体から選出いただいた15名（うち女性委員9名）の委員で組織された「白杵市男女共同参画推進懇話会」（以下、「策定委員会」という。）により策定されました。策定期間内には、協議経過の内容について各団体での意見集約もしていただいております。委員はもとより各種団体からの意見も反映されていると考えています。

市民意識調査（平成27年8月実施）の結果によると、現状では、「男だから」「女だから」といった固定的な性別役割分担意識が原因で、一人ひとりの能力や個性が十分発揮できていない状況があります。また、幼少期の段階においても、固定的な性別役割分担意識に基づいた「男らしさ」「女らしさ」が求められている事がわかりました。

そこで策定委員会では、「性別にかかわらず、能力や個性が発揮できる社会づくりが不可欠である」という考えのもと作業をすすめました。本計画により、白杵で「興きた^お」男女共同参画の取組が日本の標準になる事で、白杵の良さ・特徴が日本中に広められ、白杵に興味を持って訪れていただき、体験して、活用していただく。最終的には、多くの市民（現在白杵に住んでいる人はもちろん今後白杵に住む人〔移住者、観光客〕も白杵に住み続けていただきたいと考えています。

3) 最近行っているパブリック・コメントの手法は、「市民みんなで考えて欲しい」との思いが伝わりにくいと考えます。また、男女共同参画として、まず白杵市役所の管理職の男女比率から考えていくべきではないでしょうか。

パブリック・コメントは、市民の意見を取り入れ、市民の意向を取り入れた施策を行っていくための、市民参加の制度の一つです。市役所にとっても、計画作成や施策の検討過程において、市民や専門家等の多様な意見を収集することが期待できます。今後もさまざまな行政活動に対し、市民がその意見を表明できるような仕組みや制度について研究していきたいと考えております。

本計画（第4章＝基本目標Ⅰ＝女性の活躍推進）では、「行政・企業・地域等での方針決定過程に女性の参画を推進する取組を促進する」という重点目標を掲げています。白杵市職員の管理職登用につきましては、性別にかかわらず、職員一人ひとりが意欲と能力を発揮し可能な限り昇任できるよう、適材適所を原則に登用をしています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識を背景に、家事・育児・介護等の負担が女性に偏るなか、これまで女性職員に対して、業務を通じた育成が機会均等に与えられてこなかった現状があります。引き続き、様々な業務を通じた経験や研修等で、女性職員の技術や能力を育成し、その中でまず女性監督職の積極的な登用を行い、将来の女性管理職育成に努めて参ります。